

資料 1

用語解説

■ あ行

意思疎通支援事業

障がい者と障がいのない方の意思疎通を支援するため、手話奉仕員の養成や、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用形態による企業への就労のことをいいます。

移動支援事業

外出時の移動が困難な障がい者に、外出の支援を行うことにより、自立した生活・社会参加ができるようにします。

医療型児童発達支援事業

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児のこと。

Web 110番

聴覚や言語に障がいのある方が、素早く110番通報できるように、携帯電話からホームページにアクセスして文字による通報を可能としたシステム。

NPO法人（特定非営利活動法人）

特定の非営利活動を行い、社会の向上発展を目指す法人。活動例としては、医療、保健、福祉、文化、芸術、環境保全などが挙げられます。

■ か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神障がいのある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

ケアマネジャー

障がいのある方が、可能な限りの生活自立をするために、利用者の問題や状況を分析し、福祉・保健・医療・教育・就労等の複数のサービスを適切に組み合わせ、一体的・総合的に計画作成（ケアマネジメント）を行う専門員。

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

計画相談支援

障害福祉サービスや地域相談支援を利用する全ての方を対象に、自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用を支援するために、サービス利用計画を作成するものです。

ケースワーカー

社会的支援を必要とする方の相談や支援を行う専門員。

高次脳機能障害

病気や怪我などで脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意に障がいがおこってしまう状態を言います。具体的には、失語症・記憶障害・注意障害・失認症・失行症・遂行機能障害・行動と情緒の障害などがあります。

更生訓練費

社会復帰の促進を図ることを目的として、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者に支給する費用のことを言います。

行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

子育て支援センター

乳幼児とその親が集い、気軽に行くことのできる施設で、つどいの広場や子育て相談、育児講座、サークル支援などを行っています。子育て相談は、面接のほか、電話やファックスでも実施しています。（ファックスは24時間受付）

■ さ行

施設入所支援

主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方で、就労などを目的として所有している自動車を改造する場合に、経費の一部を助成します。

自動車運転免許取得事業

身体に障がいのある方で、就労などを目的として普通自動車運転免許を取得した場合に、費用の一部を助成します。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

児童発達支援センター

施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設をいいます。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある子どもをいいます。

重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方で、介護が必要な程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

重度身体障害者等訪問入浴

在宅の重度身体障がい者で自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な方に対し、訪問入浴を行う制度です。

重度訪問介護

重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。

就労移行支援

通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばずに働くB型があります。

就労定着支援

一般就労へ移行し、生活面に課題のある障がい者に、企業等との連絡調整や課題解決に必要な支援を行います。

手話通訳者

聴覚・言語障がいのある方との意思疎通を、手の動きや顔の表情等により仲介する方。厚生労働大臣の認定試験として平成元年からは手話通訳技能公認試験（手話通訳士試験）が実施されています。

手話奉仕員

手話奉仕員養成事業において、手話学習経験のない方などが、講習会などの方法で必要な事柄を履修し、奉仕員として登録された方。

障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

障がい者虐待防止センター

障がいのある方への虐待の相談・通報および養護者に対する支援等を行う窓口。本町では、福祉課内にあります。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。

障害者自立支援協議会

障がい者の生活を支えるため、障害者自立支援システムづくりに関し、中核

的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、市町村が設置します。

委員は、障がい当事者団体または家族団体関係者、権利擁護機関・相談支援事業等障害福祉サービス事業関係者、学識経験者、保健・医療機関・教育機関・雇用関係者、関係行政機関の職員から構成されています。

障害者週間

平成16年6月に「障害者基本法」が改正され、「国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため」に、12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定める規定へと改められました。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行います。

障害者優先調達推進法

国や自治体に対し、障がい者が就労施設などで作った製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務付けた法律です。

職親委託制度

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等に一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う制度です。

ジョブコーチ

障がいのある方が実際に働いている職場と一緒に出向き、さまざまな支援をする援助人のこと。障がいのある方、事業主、同僚、家族等に対して職場定着に向けた助言を行ったり、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善などを行ったりする制度です。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

自立生活援助

施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者を支援するため、一定の期間において巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

生活介護

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方を保護する制度。家庭裁判所がその能力の程度によって後見人・保佐人・補助人を定め、財産管理・身上監護など、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度です。

相談支援

福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。

相談支援事業

事業者やその家族を対象に、相談・情報提供のほか、ピアカウンセリング、専門機関等の照会など、幅広い相談支援を行います。

■ た行

短期入所（ショートステイ）

在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

地域活動支援センター事業

施設に通い、絵手紙・陶芸など創作的活動や生産活動、フリースペースなどの居場所づくりを行い、生活力を高める支援を行います。

地域生活支援拠点

障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活を支援する相談や緊急受け入れの機能を持った拠点を最低1箇所以上整備するとされているもの。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

地域移行支援は、施設に入所している、または病院に入院している方に対して、地域での生活に移行するための相談を受け、計画を作成し支援を行います。

地域定着支援は、施設や病院から地域へ移行した方や、地域において生活のしづらさを感じている方に対して、緊急の事態等に相談に応じることができるよう、24時間の相談支援体制を確保するものです。

地域包括ケアシステム

年齢や障がいによって分け隔てられることなく、みんなが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスを切れ目なく提供できる体制のこと。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

診断基準として、7歳未満に、不注意、多動性、衝動性に関する症状が少なくとも6か月以上続く状態であることとされています。集中できない、じっとしてられない、衝動的に行動するなど挙げられます。

通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は主に通常の学級で行いつつ、個々の障がいに応じた特例の指導を、特定の時間に別教室にて、専門の教員が主にマンツーマンで行うもの。

同行援護

視覚障がいにより、移動が困難である方に対して外出時に同行し、移動の援護やその他外出する際に必要な支援を行います。

統合保育

障がいのある乳幼児と、障がいのない乳幼児と一緒に保育し、相互に発達や思いやりを促進すること。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

■ な行

難病

症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾病と定義されています。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行う事業。

日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため生活用具や住宅改修費の給付を行います。

日中一時支援事業

障がいのある方の家族などの一時的な休息のため、日中における活動の場を提供します。

■ は行**発達障害**

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの、通常低年齢において発現する脳機能の障がい。

バリアフリー

高齢の人や障がいのある人が、社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁をバリアと呼び、バリアをなくすことをバリアフリーといいます。バリアには、建物などの物理的なもの、意識上のもの、制度的なものなどがあります。

東浦町要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護または要支援児童等への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成されている会議。

FAX110番

聴覚や言語等に障がいのある方が、犯罪の被害に遭ったり、犯罪を目撃されたりして、緊急の通報をする場合に、FAXを利用して通報できます。

福祉ホーム

地域で自立生活を目指している障がいのある方に居室、その他の設備を提供して、地域移行を支援する施設です。

保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、発達の気になる児童や児童が集団生活を営む保育所などのスタッフに対し専門的な支援を行います。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

補助犬

厚生労働省の「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された、障がいのある方のために働くよう特別な訓練を受けた犬。視覚障がいのある方のための「盲導犬」、聴覚障がいのある方のための「聴導犬」、体に障がいのある方のための「介助犬」を総称して、補助犬と呼びます。平成15年10月からは、デパートやスーパー等の一般的施設にも同伴できるようになりました。さらに社会参加の場を広げられるように、平成19年12月に法律の一部が改正され、都道府県等に相談窓口を設置することや、民間の事業所等における補助犬の使用の受け入れが義務づけられました。

■ や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢差等問わず、できるだけ多くの方が簡単に使いやすい商品をデザインする、という考え方。

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって、要保護児童に該当するものを除く児童のこと。

要配慮者

災害時において、安全な場所に避難する際に特に配慮を要する高齢者や障がい者、乳幼児などの人のこと。

要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

要約筆記

聴覚障がいのある方への情報伝達手段の一つで、発言者の話を要約して筆記し、当事者に伝える方法。

■ ら行

ライフステージ

人の一生を、主に乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期等、社会的側面の発達から段階設定したもの。

療養介護

医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練や療養上の管理、看護などを提供します。